

資産名称	所在地	取得年月日	取得価格	路線価 (14年度)	地積		時価		固定資産税評価額		固定資産税
病院敷地	味野1-4006-1	S46.9.1	345,233,150	83,000	16,766	80%	1,739,472,500	60%	1,043,683,500	1.7%	17,742,620
医師住宅用	味野 6-2840-7	S32.2.22	516,240	77,000	292	80%	28,105,000	60%	16,863,000	1.7%	286,671
医師住宅用	味野1764 & 1764-1	S39.8.11	2,792,400	倍率方式	117	80%	2,792,400	60%	1,675,440	1.7%	28,482
医師住宅用	味野 1-4002-2	S48.3.28	23,808,928	倍率方式	873	80%	23,808,928	60%	14,285,357	1.7%	242,851
医師住宅用	小川町 3672	S48.8.16	23,135,725	倍率方式	1,432	80%	23,135,725	60%	13,881,435	1.7%	235,984
小計			395,486,443				1,817,314,553		1,090,388,732		18,536,608
病院建物	味野1-4006-1	S48.9.12	543,921,077					60%	326,352,646	1.7%	5,547,995
医師住宅用	味野1764 & 1764-1	S40.3.30	3,201,000					60%	1,920,600	1.7%	32,650
医師住宅用	味野 1-4002-2	S49.2.28	26,166,169					60%	15,699,701	1.7%	266,895
医師住宅用	小川町 3672	S49.3.30	42,871,374					60%	25,722,824	1.7%	437,288
小計			616,159,620						369,695,772		6,284,828
											24,821,437

計算の基本

- ・税務署の公表する路線価の付されている地域の土地は路線価を基礎に基礎評価額を試算し、それが時価の80%であるとして時価評価額を求め、それ以外の地域(相続税法に定める倍率方式地域)については、取得価額を時価と見なしている。
- ・固定資産税の課税標準額は、時価評価額の60%と仮定し、固定資産税(都市計画税を含む)はその1.7%として算出している。
- ・建物については、取得価額の60%を課税標準額と仮定して、1.7%を乗じて固定資産税相当額を試算している。